

平成 30 年度

法人・施設運営方針

社会福祉法人中越福社会



## 目 次

1	中越福祉会	1
2	療護園	3
3	地域活動支援センターオアシス	5
4	更生園	7
5	やなぎはらホーム	9
6	新潟県あけぼの園	11
7	工房ますがた	13
8	工房こしじ	15
9	ながおかホーム	17
10	障害者就業・生活支援センター	19
11	安心・安全コールセンター、らいこうじ（単独短期）	21
12	ようこそ	23
13	工房ゆきわり	26
14	工房みつけ	28
15	ワークセンターみつけ中央	30
16	ワークセンター北陽	32
17	工房かわさき	34
18	なのはな	36
19	ゆうあい	38
20	工房はくさん	40
21	障がい者支援センターあさひ	42
22	スマイルセンター三喜	44
23	夢ハウスけやきの家	46
24	工房ほたる	48



社会福祉法人中越福社会基本理念及び平成 30 年度運営方針  
(長岡市浦字中の坪 528 番 4)

1 基本理念

「共に汗を流そう、地域のために。『お互い様』でずっと暮らそう。」

2 基本方針

当法人の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 4つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献する。

以上を踏まえ法人及び職員は常に創意工夫や自己研鑽に励み、利用者、地域、保護者から信頼される運営に努め、複合施設の相互連携と特性を活かしながら、利用者が地域の中で市民権を得、明るく、楽しく、生き甲斐のある人生を送ることができるよう支援する。

3 重点事項

(1) 障害者の人権の尊重及び権利擁護

障害者の人権の尊重や権利利益の擁護が極めて重要であると考え、職員の人権意識、知識・技術の向上の取り組みを積極的に行うよう努めるとともに自己評価及び第三者評価を受審し利用者の権利擁護を図る。

(2) 清潔で安全な生活環境づくり

利用者に安全で良好な生活環境を提供するため、定期的に施設設備の点検を行い環境整備に努める。

(3) 利用者支援の充実と生活の質の向上

利用者支援の充実を図るため、利用者ニーズの把握に努め、個々の利用者に即した支援計画の見直しを行い、良質なサービスの提供に努める。

(4) 社会参加と地域交流及び社会貢献の促進

地域住民やボランティア等と協力して、みのわの里が地域福祉の拠点として、施設の開放と社会参加のため、地域との交流、連携強化に努める。

また、日常生活・社会生活上の支援を必要とする人に対して福祉サービスを提供するとともに職員ボランティア団体と協力して積極的に社会貢献に努めていく。

(5) 安全対策の強化

利用者の安全安心に万全を期すため、職員の防災教育を高めるとともに、地域防災協力隊等の協力を得て、必要に応じ避難訓練を実施する。

(6) 法人本部の機能強化

経営者会議を中心として情報収集と分析を行ったうえで経営企画、組織管理、人事管理及び財務管理等を適正かつ効率的に行うことにより、経営基盤の確立を図るとともに安定的な事業経営と事業承継に努める。

(7) 法人組織の充実・強化

利用者支援部門、サービス品質管理部門の検討内容が、より実効性のあるものとして法人組織の充実・強化を図っていく。

(8) 施設運営への各園の協力体制の強化

施設機能の充実強化を図るため、複合施設の利点を活かし、各園相互の連携と円滑な施設運営に努める。

(9) 職員の資質の向上

職員の資質向上を図るため、介護福祉士等資格取得に対する助成制度の活用や内部の各研修のほか、外部で開催される一般研修、虐待防止に関する専門研修等に積極的に参加し、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。

(10) ひとつづくり・育成定着委員会

企画担当者を配置し、職員の資質向上、定着、メンタルヘルス及び相談等が体系的に実施可能な人材育成システムをより充実させていく。

(11) 監査法人の設置に向けて

平成 31 年度に監査法人を設置することを踏まえ、これに耐えうるガバナンスの強化、内部統制の整備等を図り、設置に向けての準備を推し進めていく。

#### 4 内部監査の実施

法人内の内部監査組織により内部監査を継続的に実施し、各施設の運営状況を把握するとともに、強み弱みを浮き彫りにし、利用者、保護者及び地域の要望に応え、生活、活動の質と量を高める。

#### 5 その他

(1) 新たな事業展開を実施する「ながおかホーム」について適切な事業運営に努める。

(2) 必要に応じて各事業の見直しをして統廃合を図っていく。

平成 30 年度 障害者支援施設みのわの里療護園運営方針  
(長岡市不動沢 1 2 6 番地 3)

1 基本方針

- (1) 障がい者支援施設として、利用者の尊厳を守り、利用者のニーズに応じたその人らしい生活を支援する。
- (2) ユニット運営を継続していくうえで、利用者の日常生活と利用者支援に影響が出ないような支援体制の構築と安心安全なサービスの提供に務める。
- (3) 利用者の高齢化・重度化に対応した良質なサービスを提供するため、設備環境の整備だけでなく、職員個々の資質向上を目指す。
- (4) 策定した中長期計画を全職員にて共有し、計画に基づいた業務の見直し・施設設備改修・提供サービスの充実をはかる。

2 重点事項

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの思いを大切に、その人らしい充実した生活が送れるように支援すると共に、常にサービスの質の向上に努める。
- (2) 利用者へ提供するサービスの質の向上と課題を把握するために、第三者評価受審に向けた取り組みを更にすすめる。
- (3) 利用者が各ユニットで生活することで、気持ちに寄り添った支援を実現させ、利用者の満足度を高められるような個別ケアを実施する。
- (4) 高齢化・重度化・障害特性等に対応出来る職員の専門性と適応能力を高めるため、年間研修計画に基づいた研修を受け資質向上に努める。
- (5) 地域の社会資源として、当事業所のサービスのご利用者・ご家族のニーズに応じた支援を行うことで、満足度の向上に努め、新規利用者の確保に努める。
- (6) 老朽化した既存施設の改修実施に向けて調整をはかる。

3 実施方法

- (1) 定期的に利用者やご家族との話し合いを実施することで意向の汲み取りと情報の共有を図り、個別支援計画に反映させることでその人らしい生活が送れるよう支援する。
- (2) 施設環境の整備とともに定期的に全職員を対象にした提供サービスの見直しを実施し、福祉サービス第三者評価受審を調整する。
- (3) ユニットケアを継続していくうえで、高品質なサービス提供と課題解決のために定期的に支援体制の見直しと環境作りをすすめる。
- (4) 高齢化・重度化等に対応出来るように、緊急時の対応マニュアルを含めた利用者支援マニュアルの随時見直しを行うとともに、年間計画に基づいた研修を行い職員の専門職としての資質向上を図る。
- (5) 利用者の基本的人権を尊重し利用者の尊厳を守る支援につなげていくために、人権擁護委員会・理念検討委員会を中心に研修等を行っていく。

- (6) 利用者が日々生活を送るうえで、必然的に発生するインシデントやアクシデントの分析を確実に実施し、担当職員もしくは専門職の意見を取り入れ、対応策を検討する。
- (7) 日常的に利用者の健康管理と把握に努めるとともに、近隣の感染症の流行状況を随時確認しながら、感染症対策委員会を定期的に開催することで、各専門職との情報交換と情報の共有を図り、必要によっては職員研修と連動させながら、日頃から感染症の流行防止を意識し、感染症対策を徹底する。
- (8) 利用者の充実した生活が支援できるように、積極的にボランティアの受け入れと地域住民との交流の場を設定することで、日中活動の充実を図り日常生活に潤いを持たせる。
- (9) 地域の方に対して、ブログやパンフレット等を活用し、積極的に情報発信を行うことで、当事業所が地域の社会資源の1つとして認知されるように努める。
- (10) 厨房改修検討委員会を中心に、より良い厨房環境、食事提供方法に繋がるように更生園との連携および協議をおこない、計画遂行に努める。



平成30年度 みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス運営方針  
(長岡市三和3-123-1)

1 基本方針

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、余暇活動の提供及び社会との交流の促進を図る場を適切に提供する。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び社会生活に適應することができるよう、障がい児等の身体及び精神の状況ならびにそのおかれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を提供する。

事業所理念である「いつも笑顔で利用者の心に寄り添って支援します。楽しく、明るい雰囲気作りをします。」を常時、心掛けて支援を行っていく。

2 重点事項

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

ア 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供と、その人らしい充実した生活が送れるように支援するとともに、サービスの質の向上に努める。

イ 利用者、ご家族にニーズに応じた支援を行い、新規利用者の確保に努める。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

ア 地域の社会資源として、利用者・ご家族のニーズに応じた支援を行い、満足度、サービスの質の向上に努める。

イ 地域との結び付きを重視し、利用者の居住する市町村、各学校、他福祉サービス事業者及び保健医療サービスを提供する各関係機関と密接な連携を行っていく。

ウ 利用者個々の障害特性に対応出来るよう、各種研修を通して職員の専門性と適應能力を高め、資質向上に努める。

エ 定期的なマーケティングをおこない、更なる事業の展開も視野にいたした準備を進める。

3 実施方法

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

ア 創作活動又は余暇活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

- ア 利用者の状況等並びに課題と家族の意向を把握し、目標の設定を行い、個別支援計画に基づいた支援を行う。
- イ 施設内外を問わず、利用者（障がい児と家族を含む）が可能な限り自立した社会生活・日常生活を送る上で必要と思われる訓練と日常生活における支援等の相談、助言等を行う。
- ウ 地域社会との交流を促し、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る上で、保健、医療、教育を含めた支援システムを関係機関との連携し構築する。
- エ 虹のオアシスでの活動を通じて、挨拶や会話等のコミュニケーションが身に付けられるよう助言・支援を行うとともに、職員が定期的に専門的な研修に参加することで職員の資質向上を目指す。
- オ 利用者・家族のニーズに合わせたサービス、営業を行い、地域生活で快適に生活できるよう支援すると共に、随時、利用者・家族のニーズを把握し、適切なサービスの提供に繋げていけるように協議する。
- カ 国の定める放課後等デイサービスガイドラインに沿って作成される「保護者向け放課後等デイサービス評価表」、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」の評価結果をもとに対処策、改善策を検討し、ホームページ等で情報公開を行う。

平成 30 年度障害者支援施設みのわの里更生園運営方針  
(長岡市不動沢 126 番地 3)

みのわの里更生園は基本的人権を尊重し、利用者様が安心して安全に支援・介護を受けることができる施設を目指すため、職員及び保護者並びに関係機関と連携しこれに取り組みます。

1 更生園基本理念

「心ゆたかに 体すこやかに みんなでくらそう」

2 基本方針

- (1) 利用者様の望まれる心ゆたかな生活とその人権・意思を尊重し支援します。
- (2) 重度・高齢化や障がい特性の多様化など、個々に必要とされる支援・介護に応えるよう取り組みます。
- (3) 安全・安心で快適な生活・支援環境を提供するよう努めます。
- (4) 利用者様の社会参加の機会を広げ、地域の人々との交流を深めるとともに、家族との繋がりを深めつつ開かれた施設づくりに取り組みます。
- (5) 職員は高い倫理観と専門性を持ち業務にあたるとともに、社会の一員として社会福祉の増進及び社会貢献に努めます。

3 重点事項

- (1) 基本的人権を尊重し、虐待防止と接遇の向上に努めます。
- (2) 利用者の年齢や障がい種別・行動特性等に合わせた日常的な支援・介護及び日課を提供します。
- (3) 健康管理や感染予防に努め、医療機関と連携し適切な医療的支援を行います。
- (4) リスクマネジメントを通じ実効性のある事故防止策を周知・徹底するとともに、防災及び非常時の危機対策を強化し、職員間の連携と風通しの良い組織といたします。
- (5) 職員研修等の充実をさせ専門性の向上を図り、人材育成を実施いたします。
- (6) 経営の健全化とサービスの充実を両立できるよう、全職員で運営の在り方について検証し、中長期的な計画を策定し健全な施設運営を図ります。

4 実施方法

- (1) 虐待防止及び基本的人権の尊重と支援サービスの向上に向けた取り組み
  - ア サービス第三者評価結果を基に改善を図り、自己評価を実施し状況評価をします。
  - イ 利用者並びに保護者の満足度調査を実施し、サービス状況の評価をします。
  - ウ 苦情対応・虐待・事故防止要綱における継続的な対策を実施し、安全で安心な質の高いサービスを提供します。
- (2) 暮らしと日中活動の支援

ア 一人ひとりの年齢・障がい・行動特性等に合わせた充実した日中活動の提供を図り、心豊かになる日課を編成します。

イ 高齢・重度者については身体介護を中心にすえ、本人の希望や思いに沿った生きがいのある生活を送ることができるよう支援するとともに、意思決定を尊重します。

ウ 社会参加を目標とする利用者には日中活動の昼夜分離を図るため、法人通所施設の日課に参加し、地域生活の一端を体験する機会を提供します。

エ 暮らしやすい生活環境の整備に努めるとともに、利用者個々の生活スタイルを重視した居室改修の計画を進め、より良い生活空間を図ります。

### (3) 健康的な生活と医療支援

ア 介護・医療的支援の充実を図り、生活支援・看護・栄養等を包括し、一人ひとりが健康的な生活を維持・継続できるよう援助する。

イ 日常的に医療行為を必要とする利用者及び服薬支援者の増加に伴い、医務室と医療機関との連携強化を進め、看護師を中心に医療的リスクの軽減を図ります。

ウ 施設内の清掃・消毒を励行し、手洗い等の支援強化し感染症の予防を徹底します。

エ 栄養管理面から健康増進及び維持に取り組むとともに、給食委託業者と協力・連携し増加する摂食困難者に対しては、適切な食事形態や食事介助の提供ができるよう医療機関や職種間での連携を図ります。また、厨房の改善計画を検討協議し、安全に適切な給食提供が行えるように、厨房の大規模改修を計画いたします。

オ 安定した、給湯・暖房が提供できるよう抜本的な設備計画を検討をいたします。

### (4) 日常生活の安心・安全と防災対策

ア リスクマネジメントを強化し、生活や支援サービス中の事故の防止に努めます。

イ 療護園と協力し、現状に合わせた実践的な防災訓練に取り組み、非常・災害時の対応を実施します。

ウ 職員は公私に関わらず自動車の運転について法令順守を徹底し、安全運行に努め交通事故を予防します。

エ 融雪井戸の湧水から、今後の除雪体制検討し安全対策を強化いたします。

### (5) 職員の資質向上と専門性の向上

ア 研修・研究計画を通じ、さまざまな障がいや行動特性等に対し、専門性の高い支援介護サービスを提供できる人材を育成します。

イ 全職員が連携・協力し合い支援サービスの向上を目指し、風通しの良い組織づくりに取り組みます。

ウ 業務の見直しや効率化を図り、職員の心身や時間に余裕のある職場を目指します。

エ 計画的な人員確保を行うとともに、面談・相談・助言を実施し働きやすい職場環境に取り組みます。

### (6) 経営の健全化とサービスの向上

中長期的な計画の策定を行い計画実施とともに検証を行いながら、法令基準等を見据えながら経営の健全化とサービスの向上となるような施設運営に取り組みます。

平成 30 年度 やなぎはらホーム運営方針  
(長岡市柳原町 2-18)

(やなぎはらホーム・ちょうせいホーム  
さこんホーム・みやうちホーム)

1 基本方針

当法人の基本理念及び更生園の基本理念を実現のため、以下の基本方針を実行します。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 「ホーム」「日中活動事業所」「社会参加の場」を地域社会の中に生活し、様々な社会資源と組み合わせて提供します。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために本人の意思決定を尊重します。
- (6) ホーム利用する全員が、地域で生活する喜びを育むとともに地域社会に貢献する機会を図ります。

2 重点事項

- (1) 「共同生活援助事業」を運営し、一人ひとりその人らしい生活が行えるように、365日24時間の更生園のバックアップ支援を行います。29年度の実地指導監査を受けて、指導を受けた点を改善するとともに基本的人権を尊重したサービス提供を行いません。
- (2) 安全で安心な生活がおくれるよう家庭的な雰囲気の基本として、世話人・生活支援員にて支援いたします。内部研修の充実を図り、質の高いサービス提供ができるよう職員の資質向上を図ります。
- (3) 地域住民との関わりを深めるとともに地域の協力と理解を得ることで、その人らしい地域住民となれるように、自覚と生きがいを持てるような地域生活を支援します。また、関係機関との連携を図り適切なサービス提供を行います。
- (4) 老朽化が著しいホームについては、地域の社会資源から新しい借家等を探し良好な住まい提供を図り、日中活動参加や社会参加がしやすい環境とします。
- (5) ケアマネジメントの充実及びアセスメントを行うことで、利用者中心の個別支援計画とすることで、良質なサービス提供を行うとともに、対応が難しいケースの場合は適切なサービスに繋げます。
- (6) 地域活動参加や普段生活での交流を深めることで、地域で生活する喜びと生きがとなるよう支援いたします。
- (7) グループホームを4ホーム運営しているが、法人として運営しているホームを一元管理することで、効率的でかつ運営管理しやすい組織体系への検討を進めます。

### 3 実施方法

#### 【共同生活援助事業】

『共同生活援助のホームを4ホーム運営』

- ア. やなぎはらホーム（男性5名）
- イ. ちょうせいホーム（男性5名）
- ウ. さこんホーム（女性5名）
- エ. みやうちホーム（女性5名）

- (1) ちょうせいホーム及びさこんホームに、夜勤又は宿直者を配置し夜間支援の充実に図るとともに、やなぎはらホーム・みやうちホームの夜間巡視とバックアップを継続して行います。
- (2) 定期通院及び緊急通院等、更生園及び他事業所の協力にて、医療的なケアが受けられるよう継続して支援いたします。
- (3) 土・日・祝日等の日中支援においても、安全で安心な生活ができるように支援するとともに、更生園・他事業所の協力にて支援いたします。また、地域資源等の活用を進めることで、利用者の希望に沿った支援も行います。
- (4) 家族との繋がりや連絡等を密に保ち、可能な限り週末帰宅等の調整を行います。
- (5) 食事提供については、衛生管理と栄養バランスを考慮した提供を行います。
- (6) バイタル管理を行うとともに、感染症対策の強化を行い。健康的な生活が常に継続するよう支援いたします。
- (7) 常勤兼務のホーム管理者1名及び常勤専従のサービス管理者1名を配置して、基準に基づいた世話人及び生活支援員を配置し、男女20名の利用者の支援を行います。

## 1 基本方針

- (1) 利用者本位で、専門的、良質かつ適切なサービスを提供します。
- (2) 障害児、者の地域における自立を支援します。
- (3) 地域の多様な関係機関と連携・協力しながら、当園が社会資源の一つとして活動を行い地域福祉の推進に努めます。
- (4) 施設の効率的な運営、人材育成、リスクマネジメントの徹底等に努め、運営体制の充実強化を図り、利用者が安心して暮らせる施設づくりを行います。
- (5) 相談支援事業所と密に連携をはかり、適切なサービスを提供します。

## 2 重点事項

- (1) 地域移行に向けた個別支援計画の取り組みを行います。5年間で利用者の地域移行を目指し、意向を確認していきます。
- (2) 地域移行に向けた個別支援計画の取り組みについて保護者の理解・協力を得られるように説明会を行うなど努めていきます。
- (3) 利用者サービスの充実・創意工夫を図り、QOL 向上に努めていきます。(日中活動による生産活動の充実と地域参画等)
- (4) 利用者の重度化・高齢化及び強度行動障害の利用者に対応するためハード・ソフト両面での環境整備を推進します。(バリアフリー化などの居住環境の整備や健康管理等)
- (5) 障害者の心身の特性を踏まえた安心・安全・快適な生活環境作りに努めるとともに、リスクマネジメントの取り組みを行います。
- (6) 積極的に地域の方々やボランティア、実習生の受け入れを行い、人間関係などの広がり積極的に取り組みを行い、地域に開かれた施設づくりを行います。
- (7) 地域で生活されている障害児、者を積極的に受け入れ、より良いサービスを提供します。
- (8) 相談支援事業所が作成するサービス等利用計画書に基づいて、連携を図りながら個別支援計画の充実を図ります。

## 3 実施方法

- (1) 利用者の基本的な生活習慣に対する支援、介護等を基本としながら、本人の意思を尊重して自立生活体験や生活訓練を実施する中で地域生活への関心を高め、個々のエンパワメントが発揮できる機会を設けていきます。また、相談支援事業所とも連携を図っていきます。
- (2) 地域移行について定期的に説明会やグループホームの見学会等を行いながら、利用者にあつた生活の場について保護者の意向を確認していきます。また、相談支援事業所とも連携を図っていきます。
- (3) 日中活動のメニューを充実させ、利用者のニーズに応じた様々な創作的・文化的活動や、作業等の体験をすることで、地域生活への関心を高め、その人らしい生活スタイルの選択肢を広げていきます。

- (4) 利用者の高齢化・重度化及び強度行動障害への支援の対応策として積極的に研修を実施して人材の育成を行い、介護・医療面のスキルアップ及び医療検査等を行うとともに生活環境の整備をしていきます。
- (5) 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、「ヒヤリ・ハット」「アクシデント」に対し、速やかに対応し再発防止に努め、リスクマネジメントの仕組みの構築と活性化に取り組めます。
- (6) 地域の人たちに施設行事への参加を呼びかけたり、地域行事に参加したりして相互の交流を深め、地域に開放された施設づくりを目指します。
- (7) 通所による生活介護事業及び指定短期入所事業、日中一時支援事業を通じ、在宅障害者の地域での生活を継続的に支援します。
- (8) 相談支援事業所と連携し、当園のサービス資源を提供できる体制づくりを構築し、施設入所者及び在宅障害児・者のサービス提供の充実を図ります。



平成 30 年度 障害福祉サービス事業所みのわの里工房ますがた運営方針  
(長岡市飯塚 1134 番地 3)

1 基本方針

- (1) 「工房ますがた」(以下「事業所」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、また法人の理念に沿い、障害者が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい健康で文化的な日常生活や社会活動ができるよう支援する。
- (2) 障害者が共生する地域社会の一員として社会、経済、文化あらゆる分野・資源と繋がりその活動に参加し、それぞれの自己実現が可能となるよう、事業所はその機会の提供や機関とのつながりを支援する。
- (3) 事業所が行う事業は就労継続支援事業B型、生活介護事業、日中一時支援事業とする。それぞれの利用者本位のニーズに基づくサービスの提供をすることを旨とする。地域の中で必要とされる、または地域での役割を果たすことができる利用者、職員、事業所となれるよう努力する。

2 重点事項

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、当事業所サービスの利用においては、利用者の意思と選択を重視し、相談支援センター等関係機関との連携を図り、自立と社会参加等に必要なニーズを考慮して個別支援計画を策定する。またその計画は定期的に見直すものとする。
- (2) 利用者のそれぞれの「働く」を尊重し、地域社会の中で働く場や機会を提供するとともに、利用者が豊かに生活するために必要な知識や技術の習得と向上を地域資源の活用、開拓を行いながら支援する。
- (3) 多様化する利用者像や時代の流れに柔軟に対応しながら、より高度な知識と技術を獲得しチームとして利用者支援がより適切に実行できるよう、職員研修を充実する。
- (4) 安定した作業とそれぞれの生活を支えられるほどの工賃の提供を目指すため、作業の開発と提供に努める。
- (5) 加齢化や障害の進行が顕著な利用者の場合、その変化にスムーズに対応する為、健康管理に重点を置き、健康で安定した地域生活を行うことができるよう、医療機関をはじめ、家族、グループホーム・ケアホーム等との連携に努める。
- (6) 「工房ますがたサービス向上委員会」を活用し、日常の支援内容、環境等についての見直し等定期的を図り、より一層職員の人権意識向上、権利擁護等の知識、支援技術等の資質向上を図れるようチームとして積極的に取り組む。

- (7) 地域住民や、ボランティア等の協力をいただく中で、法人理念、ますがた理念の浸透が図れるよう一層の地域交流、連携に努める。同時に、ますがたとしてできる所から、積極的に地域（社会）貢献に努められるよう模索し、進めていく。

### 3 実施方法

#### (1) 就労継続支援事業 B 型

利用者が心身共に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所における生産活動及び施設外就労支援、施設外支援や外部の地域資源等の活用その他の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

#### (2) 生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

#### (3) 日中一時支援事業

利用者と家族が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日中の活動の場を提供する。

### 4 その他

- (1) 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家庭やグループホーム又はケアホーム等との連携の下に、健康な生活が維持できるよう支援する。
- (2) 毎日の活動を通して、規則正しい生活を行い、就労や自立した社会生活が可能となるよう支援する。
- (3) 月 1 回の避難訓練等を通して、安全と防災の意識向上を図る。
- (4) 利用者、職員の地域貢献活動等を通して、地域住民との積極的な交流を図る。
- (5) 危険個所の点検・把握、ヒヤリ・ハット情報の共有等により、事故の未然防止を「工房ますがたサービス向上委員会」等を通して努める。
- (6) 職員研修等を通して、職員の資質向上とサービスの質の向上に努めるとともに、障害者虐待防止法の趣旨に鑑み、その未然防止と啓発に努める。
- (7) 市町村及び関係機関等との情報交換、連携に努める。
- (8) 事業所が支援を通して得た利用者及び家族に関する個人情報の保護、管理を徹底する。
- (9) 法人内の内部監査等を受け、ますがたの弱み強みを再確認し、より質の高い支援へと繋げていく。

平成 30 年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里工房こしじ運営方針  
(長岡市浦 4712 番地 1)

1 基本方針

当事業所の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 4 つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、さまざまな障害のある方が、施設での作業を通して社会自立を促進し、生活を支えられる所得確保を目標としたサービスを提供する「就労継続支援 B 型事業」の福祉サービスを提供する。
- (2) 個々の能力、特性に応じた施設内作業の提供を行う。また、施設内に留まることなく、工賃向上や一般就労の促進を図るために積極的に施設外支援及び施設外就労支援を実施する。社会の一員としての自覚と生きがいを持ち心豊かな地域生活を支援する。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題である為、当事業所も公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない事業所として認知してもらう努力と実践を積む。  
また、地域課題を的確に把握し、地域に貢献できる取り組みを地域と共に検討する為、年に 3 回地域生活推進協力会議を開催する。  
さらに、アール・ブリュット展や瑞宝太鼓公演など法人が推し進める地域貢献活動への協力を積極的に行う。
- (4) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (5) 障害者の人権の尊重や権利利益の擁護が極めて重要であると考え、意思形成支援を通して、サービスの質の向上に努める。さらに職員の人権意識、知識・技術の向上の取り組み、研修を積極的に行う。

3 実施方法

- (1) 就労継続支援 B 型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動、施設外支援及び施設外就労支援を通じて、就労、工賃の向上に対する知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。また、新潟県の「工賃向上計画」を受け、「長岡市障がい者共同販売ネットワーク事業」、「農業受託サポーター配置事業」等との連携を強化し、県の清掃業務委託事業やアウトソーシング事業にも積極的に取り組む。安定した所得保障を目指し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

さらに工賃向上の為に、自主製品の開発を開始し、質の良い商品開発に努める。

#### (2) 就労定着支援事業

一般就労に移行する利用者の増加を受け、就労に伴う生活面の課題への対応、就労先や家族との連絡調整を行う等の職場定着に必要な支援を実施するため、平成 30 年度に新たに創設される「就労定着支援事業」の提供を図る。

#### (3) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

高等総合支援学校生、特別支援学級生の夏季休暇中の日中一時支援事業を実施し、学校以外の人と触れ合う機会の提供及び保護者のレスパイトケアに努める。

#### (4) 地域支え合い事業

高齢者及び障害者を対象とし、古紙回収、買い物支援、通院支援、除雪・除草等の地域貢献を通して、障害を持っている人たちが「福祉の受け手」から「福祉の担い手」を目指す。さらに、共生社会を実現するとともに地域からあの施設があって良かったと思われる施設運営を通して社会福祉法人の使命を果たす。

#### (5) 長岡市障がい者共同販売ネットワーク事業

単体の施設で解決することよりも長岡市内の施設全体を把握しながら共同受注・発注・販路の拡大や職場実習先の開拓等をコーディネートする職員を配置、各法人と企業との関係連絡会議等を主催しネットワークを構築していく。また、県全体でのネットワークの構築、連携を図り共同受注・発注・販路の拡大のシステムを確立し、各施設の工賃向上を総合的に支援する。

平成 26 年度より定期的で開催している「障害者施設物産展」、平成 28 年度より「農業マルシェ」を開催し、工賃向上と自主製品の普及啓発に努める。

#### (6) 生活困窮者自立支援事業

長岡市内の生活困窮者を対象に就労までに必要な生活プログラムや生産活動の場の提供、企業実習支援を行い、一般就労に向けて支援を実施する。一般就労に向けたプログラムを実施し、必要に応じて就労移行支援事業所やハローワーク、就業・生活支援センターと連携する。

※ 具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

## 平成 30 年度 ながおかホーム運営方針

### 1 法人の理念

共に汗を流そう、地域のために。「お互い様」でずっと暮らそう。

### 2 基本方針

当法人の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 3つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献する。

以上を踏まえ法人及び職員は常に創意工夫や自己研鑽に励み、利用者、地域、保護者から信頼される運営に努め、複合施設の相互連携と特性を活かしながら、利用者が地域の中で市民権を得、明るく、楽しく、生き甲斐のある人生を送ることができるよう支援する。

### 3 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「共同生活援助事業」を運営する。また、365日24時間支援を行う「地域で支える安心生活支援事業」の2事業の福祉サービスを提供する。平成29年度の監査を受けて、改善ポイントを明確にし、より質の高い支援を目指す。
- (2) グループホームで安心して生活出来るようより家庭的な雰囲気での運営を目指す。また、地域社会と関わることで、その人らしい社会の一員としての自覚と生きがいを持ち心豊かな地域生活を支援する。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題であり、公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない法人として認知してもらおう努力と実践を積むことがこれからの法人の使命である。
- (4) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (5) 高齢化や看取りに対応するために、職員研修や看護師、医療と連携してサービスの質の向上に努める。

### 4 実施方法

- (1) 共同生活援助事業

- ① 利用者が安心・安全な質の高い生活を送れるよう生活技術、能力の向上のための必要な支援を実施する。世話人と連携の強化を図り、生きがいと居場所として必要とされていることが実感できるサービスを提供し、サービスの質の向上を図る。また、安心・安全コールセンターと連携を図り、24時間365日安心・安全に生活ができるように支援を行う。
- ② 継続して夜勤者を順次配置し、国の定める人的支援の強化することを目指す。また、看護師を配置することで今以上に医療との連携や医療的なケアが実現されることで、健康的な安心した生活を可能にすることを図る。
- ③ 高齢者及び単身世帯の高齢者を対象とし、食事会等の地域貢献を通して、障害を持っている人たちが「福祉の受け手」から「福祉の担い手」を目指す。また、地域社会から「あって良かった」と思われる施設運営に努め、社会福祉法人の使命を果たす。
- ④ 共同生活住居の利用者様で単身生活を希望する利用者様の地域生活移行としてサテライト型を積極的に活用する。現在1名の方がサテライト型事業を利用しています。今後も希望者に積極的利用が図れるよう体制を整備します。

## (2) 地域生活拠点事業

自立支援協議会や相談支援事業所、当事者団体、行政から希望や意向を調査・検討し、地域生活拠点事業を整備しています。地域で安心して暮らし続けるために共同生活住居、コールセンター、居宅介護、訪問看護、短期入所、相談支援事業等の機能を備えた事業であり、①生活の場としての役割（高齢・重度化）②緊急対応の役割③親亡き後の看取りの役割④地域のコーディネーターとしての役割等様々な役割を担うものだと考えています。

高齢化・重度化が顕著に表れており、日中活動が難しい状況の方も増加してきている中で早急に日中の生活の場としての整備が求められています。これは、心豊かな地域生活を可能にするため、終の暮らしの場となるようなソフト・ハード面を考慮した施設整備をし、高齢化、重度化の状態像になった場合でも、安心した暮らしの場を緊急に整備することにより、なお一層の地域生活移行が推進するものと考えています。

また、緊急時対応の機能を求められることについては、コーディネーターを配置し、365日24時間の安心・安全が確保される体制を整備することで、地域で生活している障害者の常時連絡が可能であり、緊急一時宿泊する場の確保をします。同時に面的整備としての役割を考え、地域のネットワークの構築を考えています。

※ 具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

平成 30 年度 障がい者就業・生活支援センターこしじ運営方針（案）  
（長岡市来迎寺 1684 番地）

1 基本方針

雇用安定等事業（国）及び生活支援等事業（県）に基づく「障害者就業・生活支援センター事業」により、就業を希望される障害者の方、あるいは在職中の障害者の方が抱える課題に応じて、雇用及び保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、就業及び生活面の一体的な支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。

2 重点事項

- （1） 法人の基本理念、基本方針を受け、地域における「働く場」を中心に、相談、就業、定着のための支援の充実を図る。
- （2） 障害者からの相談に応じ、就職に向けての準備や就職後の定着支援、及び就業に伴う日常生活上の課題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。
- （3） 在職中の障害者を対象に講話や学習会、グループワーク、ボランティア活動等を計画し、相互の交流の場とするとともに、問題等の早期発見・改善を図り職場定着を促進する。
- （4） 業務を円滑に進め、適切な支援を行うため、労働局やハローワーク、障害者職業センター、自治体、就労支援事業所、特別支援学校、保健所等の関係機関と連絡会議を開催し、連携を図っていく。

3 実施方法

（1） 支援対象者の把握

- ア 支援対象者については、相談の際に本人や、家族、同行者等から支援対象者の障害の状況や、これまでの経歴（就業経験等）を正確に聴き取り、実態把握に努める。
- イ 障害の状況が多様化してきており、支援者側がより専門的知識を学び対応する必要がある。併せて、関係機関相互の連絡調整を密にしていく。

（2） 支援対象者に対する支援

- ア 就業面を中心とする相談に対する助言や具体的支援  
基礎訓練、職場準備訓練、職場実習、各種助成制度の活用、委託訓練、社会適応訓練、就労後の定着支援、ジョブコーチ（配置型、訪問型）との連携
- イ 就労支援担当者 3 名、定着支援担当者 3 名を配置し、就労に係る相談や対応、就労後の定着に係る支援を特化・分担して、より効果的な支援を行う。
- ウ 生活面を中心とした相談に対する助言や具体的支援  
生活支援担当者を 1 名配置し、就労に係る生活面の相談対応、支援を行う。  
余暇支援、友人等人間関係、健康面等医療に関すること、金銭管理、各種手続きの支援、福祉サービス等の紹介、相談支援事業所等関係機関との連携による家族支援

- エ 主に精神障害の就業支援を担当する就業支援担当者を 1 名配置し、精神障害者に対し効果的で質の高い支援を図る。
- オ 「就職者の定着のつどい」の計画と実施  
就職者の定着のための学習会、交流の場、余暇支援を目的として年間 10 回開催
- (3) 個別支援計画の策定
  - ア 支援対象者の状態を踏まえて、「基礎訓練」「職業準備訓練」「職場実習」等の支援が必要と考えられる場合は、適宜「ケース会議」を開催し、関係機関の助言を得ながら個別支援計画を策定する。計画に従って支援を進めるとともに、定期的な見直しを行う。
  - イ 支援対象者を把握するための材料として「ウェクスラー成人知能検査」の活用を図る。
- (4) 事業所等における障害者雇用に対する支援
  - ア 障害についての理解のための説明
  - イ 各助成制度の紹介
  - ウ 雇用上の問題等の相談に対する助言や提案と具体的支援
  - エ 定期的な会社訪問による定着支援
- (5) 企業開拓  
ハローワークや行政機関との連携のもと、職場実習や就労に関わりのある企業と連絡を図りながら、開拓を進めていく。
- (6) 職場実習の強化  
「新潟県障害者職場実習受入促進事業」を積極的に活用するとともに、「長岡市障害者企業実習支援事業」による実習支援員 2 名の配置により職場実習の支援体制を強化し、職場体験の充実や就労につなげていく。
- (7) 関係機関との連携
  - ア 関係機関連絡調整会議の開催（年 1 回）
  - イ 県内障害者就業・生活支援センターとの連絡会（7センター会議：月 1 回）
  - ウ 定例会議の開催（月 1 回） ハローワーク長岡・柏崎、新潟障害者職業センター他
  - エ 精神障がい者の就労を考える会（月 1 回）
  - オ 中越圏域相談支援事業連絡調整会議（隔月）
  - カ 中越圏域就労移行支援事業所連絡調整会議（隔月）
  - キ 自立支援協議会（長岡市、柏崎刈羽、出雲崎町、小千谷市）
  - ク 普通高校との連携
  - ケ 長岡若者サポートステーションとの連携
  - コ 障がい者の就労を拓く会（月 1 回）
- (8) 調査研究  
該当地域の就職者の状況の後追い、定着状況、離職状況など地域の障害者雇用の実態把握に努める。



## 平成 30 年度 安心・安全コールセンター、らいこうじ運営方針

### 1 法人の理念

共に汗を流そう、地域のために。「お互い様」でずっと暮らそう。

### 2 基本方針

当法人の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 3つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献する。

以上を踏まえ法人及び職員は常に創意工夫や自己研鑽に励み、利用者、地域、保護者から信頼される運営に努め、複合施設の相互連携と特性を活かしながら、利用者が地域の中で市民権を得、明るく、楽しく、生き甲斐のある人生を送ることができるよう支援する。

### 3 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「地域で支える安心生活支援事業」の運営を行う。365日24時間の生活支援を行うことでより安心・安全な生活のサポートを行う。
- (2) ショートステイや緊急時受け入れ事業を行い、サービスの狭間にいる方や居場所がない方の受け入れを行う。障害者に特化するのではなく、地域における社会資源として困っている方の支援を提供する。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題であり、公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない法人として認知してもらおう努力と実践を積むことがこれからの法人の使命である。
- (4) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき利用者中心の必要なサービスの提供に努める。

### 4 実施方法

- (1) 地域で支える安心生活支援事業（安心・安全コールセンター）

地域住民や共同生活住居の利用者が地域の中で安心・安全な地域生活を営むことができるように24時間365日コールサービスを受け付ける体制を確立し、夜間時、緊急時の支援を通して質の高い地域生活を支援する。夜間時・緊急時の対応・支援

やさらに緊急を要する触法事案及び虐待事案等に対応できるように単独短期入所事業との連携を図り、質の高い地域生活支援を実施する。

また、虐待対応については長岡市より平成 26 年度より障害者虐待防止センターの夜間対応窓口の委託を受けております。

## (2) 単独短期入所事業（らいこうじ）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、入浴、排泄、及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。GH等での地域生活に向けて、生活体験の場としての機能を有し、多くの利用者がその人らしく心豊かな地域生活を実現し、継続できるための支援をする。

また、在宅の障がい者（児）で地域生活が緊急に困難になった場合、若しくは家族又は保護者が疾病・事故・病気・休養などにより一時的に生活の場を求めたり、本人の自立を促進するために短期的に生活の場を提供し、地域での生活保障をするとともに、生活の向上を図ることを目的とします。

## (3) 地域生活拠点事業

自立支援協議会や相談支援事業所、当事者団体、行政から希望や意向を調査・検討し、地域生活拠点事業を整備しています。地域で安心して暮らし続けるために共同生活住居、コールセンター、居宅介護、訪問看護、短期入所、相談支援事業等の機能を備えた事業であり、①生活の場としての役割（高齢・重度化）②緊急対応の役割③親亡き後の看取りの役割④地域のコーディネーターとしての役割等様々な役割を担うものだと考えています。

高齢化・重度化が顕著に表れており、日中活動が難しい状況の方も増加してきている中で早急に日中の生活の場としての整備が求められています。これは、心豊かな地域生活を可能にするため、終の暮らしの場となるようなソフト・ハード面を考慮した施設整備をし、高齢化、重度化の状態像になった場合でも、安心した暮らしの場を緊急に整備することにより、なお一層の地域生活移行が推進するものと考えています。

また、緊急時対応の機能を求められることについては、コーディネーターを配置し、365日24時間の安心・安全が確保される体制を整備することで、地域で生活している障害者の常時連絡が可能であり、緊急一時宿泊する場の確保をします。同時に面的整備としての役割を考え、地域のネットワークの構築を考えています。

※ 具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

平成30年度 障がい福祉サービス事業所  
みのわの里ようこそ運営方針  
(長岡市岩野1871番地1)

1 基本方針

- (1) みのわの里ようこそは利用者様の基本的人権と一人ひとりの意思を尊重し、幸せな人生を送っていただくために、社会人として対等な立場で支援サービスを提供する。
- (2) みのわの里ようこそは利用者様の日常生活を支え、その人が持つ能力や可能性を引出すため、介護サービスや創作活動・生産活動を通じ、主体的な自立に向けて支援する。
- (3) みのわの里ようこそは利用者様と地域社会との繋がりを大切にするとともに、施設が持つ機能を開放し、地域生活支援事業を提供することで、地域の障害福祉サービスに寄与する。
- (4) みのわの里ようこそは利用者様に安心・安全なサービス環境を提供し、また衛生管理・保健活動を通じ健康増進に努める。
- (5) みのわの里ようこそ職員は高い倫理観と専門性を持ち業務にあたり、社会福祉の増進及び社会貢献に努める。

2 重点事項

- (1) 利用者様一人ひとりのニーズや特性・生活環境などを適切にアセスメントし、本人のニーズを反映した個別支援計画を策定し、サービス等利用計画と連携した支援・介護サービスを提供する。
- (2) 提供するプログラム・サービスを定期的に評価・点検し、変化する利用者様のニーズやスキルに応えられるよう企画・運営を更新することで、サービスの向上と施設の活性化を図る。
- (3) 施設外日課・体験活動などを通じ積極的に地域と交流する機会を増やし、地域社会との共生を推進する。
- (4) 防災・防犯対策を推進し、また衛生管理の徹底と感染症防止に努め、安心・安全なサービス環境を提供する。
- (5) 個々の職員のスキルに合わせた職員研修を計画的に行い、支援サービスの専門性をもって障がいの多様化と多岐にわたるニーズに適切に対応できる職員のスキルアップに取り組む

3 実施方法

- (1) 利用者様の人権を守り、主体的な意思を尊重する支援  
ア 人権擁護や接遇の向上を目指し、定期的にセルフチェックを行うとともに、関

連する研修会等に職員を積極的に派遣し、常に基本的人権を意識したサービス提供に努める。

イ 利用者様が主体的にサービス利用できるよう、分かりやすい情報提供と意思確認・自己選択に必要なコミュニケーションツールの活用を図る。

(2) 利用者様のニーズや特性に合わせた日課プログラムの企画・編成

ア 利用者様のニーズや障がいの多様化に合わせ、既存の日課プログラムにとらわれず、新規企画・編成など柔軟に対応する。

イ 利用者様のエンパワメントを生かし「働くこと」に焦点をあてた活動を選択できるように支援環境を整備する。

ウ 外出活動や他施設体験実習などのプログラムを刷新し、施設外活動の活性化を図る。

(3) 多様な障がいと特性を持つ利用者様の支援・介護

ア 多様化する障がい・特性に対応する支援・介護の専門性を担保し、適切なサービスを即応性を持って提供できる体制づくりに取り組む。

イ サービス等利用計画とマネジメントを共有し、地域資源・医療機関及び必要な福祉サービス等と連携した支援に取り組む。

(4) 防災・防犯対策の強化と支援環境の衛生管理の強化

ア 近年の大規模で多発化する自然災害に対し、被害の実態を検証した上で、必要な対応策を講じ、利用者様と職員の安全を確保する。

イ 利用者の避難訓練については想定を変えて定期的実施し、利用者様の防災意識の向上と実態に即した職員の避難誘導手順の習熟を図る。

ウ 地域とのつながりこそ最大の防犯対策という意識のもと、地域での活動を積極的に行うとともに、有事の際の対応マニュアルの周知と定期的な防犯訓練に取り組む。

エ 日常的な衛生管理を見直し、利用者様・職員の衛生意識を向上させ、感染症流行時には予防対策を徹底して行う。また、給食の配膳補助や食品類を扱う日課・行事等に携わる職員については、食品衛生に係る知識や手順を熟知し、制度・規制に則り取り扱いに留意する。

(5) 施設機能の開放と地域との連携

ア 重度の障がいを持つ在宅障がい者・児童・生徒等の生活と活動を側面から支援する為、日中一時支援及び施設実習・体験活動など、可能な限り施設機能を開放する。

イ 地域の一員として地域行事への積極的な参加や資源回収活動などを通じた住民の皆様とのふれあいを大切にし、障がい福祉の啓発と利用者の社会性の向上を図る。

ウ 「岩野ボランティアの会」発足に伴い、地域の一員として積極的に参加する。

(6) 施設経営・運営・労務管理等の適正な運用

- ア 障害者総合支援法をはじめとする法令・制度に準拠した施設経営や運営の内容を定期的に確認し、コンプライアンスの実践に努める。
- イ 利用実績等の正確な集計を行い、請求業務に支障が無いよう努めるとともに、報酬及び加算の適用に過不足や遺漏がないよう、適正な施設会計に努める。
- ウ 職員の業務内容及び健康管理などに留意し、働きやすい職場環境及び適正な労務管理に努める。

(7) 職員の資質と専門性の向上

- ア さまざまな障がいや行動特性等に対し、専門的で高度な支援・介護サービスを提供できる人材を育成するため、障がい特性に応じた各種支援プログラム・ケーススタディなどの実践的な研修会等に積極的に職員を派遣する。
- イ 別に定めた「みのわの里ようこそ職員行動規範」を日常の支援・介護サービスの中で順守し、職員が一致してみのわの里ようこそそのサービス向上に向け取り組めるよう、風通しの良い職場環境を作る。

平成30年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里工房ゆきわり運営方針  
(長岡市小島谷3500-7)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき就労継続支援事業（B型）・生活介護事業の多機能事業所として、利用者の基本的人権を尊重し生産活動や創作活動等の提供を通して、生まれ育った地域で生き生きと暮らし続けられるための支援に努める。

また、個々の能力や特性に応じた支援を行うとともに、地域社会や家族との連携を深め、その人らしい自己実現が図られるよう必要なサービスを提供することで、社会資源としての役割を担い、地域に貢献する。

2 重点事項

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、個々のニーズや障害特性に基づいた個別支援計画を作成し適切な支援やサービス提供に努めるとともに定期的な見直しを実施する。
- (2) 利用者に安心・安全で快適なサービスを提供するため、老朽化した建物の中ではあるが、定期的な環境整備や点検を実施する。
- (3) 積極的に地域行事や地域活動に参加することで地域や家族との交流を深め、福祉的サービス事業所としての役割を果たす。
- (4) 地元での地域感謝祭を実施し、事業所・後援会会員・地域住民との交流を図る場を設け、認知度を広めていくと共に、古紙回収等を行う中で地域貢献に努めていく。
- (5) 様々な障害特性に応じた適切なサービス提供するために職員全体の資質向上をめざし研修内容の充実を図る。また、苦情・虐待・事故等を未然に防止するように体制や意識を養っていく。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業（B型）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所における生産活動及びその他の機会を提供し、個々に合わせた就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(2) 生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の社会資源を活用し、排せつ、入浴及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、個々の特性に応じ便宜を適切に行う。

### (3) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動等や余暇支援を通じて、その人らしく心豊かな地域生活の実現のための支援をする。

## 4 その他

- ア 内部監査を受けることにより、工房ゆきわりの弱み強みを客観的にとらえ事業所の資質の向上に努める。
- イ 工房ゆきわりを魅力ある事業所として利用するように、新築移転を視野に入れた中で地域性や利用者の将来を見据えたサービス提供内容の検討や作業開拓に努めていく。
- ウ 「気づきの報告書」「アクシデント報告書」を活用しリスクマネジメント体制の強化を図るとともに、事故防止・苦情・虐待防止会議を定期的に行い、職員の意識や連携強化に努める。

平成30年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里工房みつけ運営方針  
(見附市学校町1丁目9番5号)

1 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりが分け隔てられることなく、自らの意思で自己選択・自己決定し、その人らしく生き生きとした地域生活が送れるよう支援する。
- (2) 一般就労を目指した訓練や雇用の場の確保に努めると共に、福祉的就労の場の充実を図り、利用者の社会自立と自己実現を目指すよう支援する。
- (3) 地域に根差した事業所として地域福祉の一端を担い、地域住民との交流・連携を図り地域福祉の発展に貢献する。

2 基本理念

“チャレンジ！ 生き活きと輝いていこう  
～その人らしく豊かな地域生活ができるよう心に寄り添います～”

3 重点事項

- (1) 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりがその能力を発揮できるよう、専門性を活かした良質なサービスの提供に努める。
- (2) 利用者一人ひとりの障害特性やニーズ・課題に対するアセスメントを十分に行い、それぞれの利用者に応じた支援に努める。
- (3) 職員の資質の向上を図るため、職員研修に積極的に取り組み、職員の専門的知識や支援技術等の習得・向上に努める。
- (4) 利用者に対する虐待防止、事故防止への職員の意識を高め、リスクマネジメントの強化に努める。
- (5) 利用者支援において関係機関との連携を密にし、利用者の多様化したニーズを適切に支援できるようにネットワークの構築に努める。
- (6) 地域の様々な社会資源の活用や交流の機会を持ち、事業所の理解、地域との関係強化に努める。

3 実施方法

(1) 就労移行支援事業

- ア 事業所における作業訓練や施設外就労、施設外支援等の職場訓練の場を提供する。
- イ 基本的なマナーやルールの習得、及び「働く力」、自信が身に付くように座学を行い、就労に必要な知識や技術等が習得できるように支援する。
- ウ ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等との連携を図り、利用者の適性に合った就労の機会や就労後の職場定着支援に努める。



エ 必要に応じてジョブコーチ制度を活用し、本人や雇用主及び家族に対する職場適応援助支援を行う。

(2) 就労継続支援事業B型

ア 福祉的就労の場として、個々の能力や障害特性に応じた作業内容を提供し、やりがいや生きがいを得られるように支援する。

イ 施設外就労、施設外支援の機会を提供し、能力や技術の向上が図られた場合は、関係機関と連携し、就労に向けた支援を行う。

ウ 作業量の確保と自主製品等の企画検討を行い、工賃向上への取り組みに努める。

(3) 生活介護支援事業

ア 社会の一員としての自覚を持ち、生産活動の取り組みを促す。また、障害特性に応じた作業内容と作業方法の提供を行う。

イ 創作活動やスポーツ活動、社会参加活動など様々な経験を積み、生きがいを持って、その人らしい心豊かな地域生活を実現するように支援する。

ウ 重度・重複障害を持つ利用者に対し、適切な介護サービスや送迎サービスを提供する。

(4) 日中一時支援事業

ア 生産活動や余暇支援を通じて、体力づくりや社会参加、精神的成長、社会的ルールの体得等、その人らしい心豊かな地域生活の実現のための支援に努める。

イ 特別支援学級・特別支援学校等の児童の放課後支援や長期休暇中の日中活動支援を行い、余暇活動を通して社会性やルール・マナー等の体得や作業活動を通じた勤労体験等の機会を提供する。

4 その他

(1) 利用者に安心安全で快適なサービスを提供するため、定期的な設備点検・防災訓練等を行い、環境の整備と安全確保に努める。

(2) 気づきの報告書等の検証・分析を行い、リスクに対する情報を共有しながら、苦情対応・虐待防止・事故防止等に適宜取り組み、未然防止および再発防止に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら問題解決に努める。

(3) 利用者支援、サービスの質の向上を図るため、自己評価等の実で課題を抽出し、改善に向けマニュアルの整備や見直しを行い、質の高いサービスの提供に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら、問題解決に努める。

平成 30 年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里ワークセンターみつけ中央 運営方針  
(見附市葛巻 1 丁目 1840 番 1)

1 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、利用者自らの意思で自己選択・自己決定しながら、その人らしく生き生きと地域の中で生活できるよう支援する。
- (2) 利用者が個々の能力を発揮し活躍できるよう、良質で専門的なサービスを提供し支援しながら、利用者の自己実現と社会自立を推進する。
- (3) 地域の社会資源を活用し地域住民との関わりを大切にしながら、関係機関との連携を図り、地域に根差した事業所として地域福祉の発展に貢献できるよう努める。
- (4) グループホームのバックアップ施設として、利用者が地域住民の一員として心豊かに地域生活を送ることができるよう支援に努める。

2 重点事項

- (1) 利用者の権利擁護を基本とし、職員の倫理観および資質向上を図るため、事業所内外の研修に積極的に取り組み、虐待防止・事故防止に努める。
- (2) 利用者に安全で良質なサービスを提供するため、定期的に設備点検を行い環境整備に努めると共に、虐待防止に関する自己チェックや事業所の自己評価に取り組み、サービスの質の向上に努める。
- (3) 利用者の働く意欲を尊重し、自己選択・自己決定を支援しながら個々の特性や長所・強みを活かした支援に努め、関係機関との連携を図りながら就労の促進を図る。
- (4) 地域のニーズに応え必要なサービスの提供に努めると共に、地域住民との交流・連携を図りながら地域活動に積極的に参加し、地域社会の一員として利用者の社会的自立が促進されるよう支援に努める。

3 実施方法

(1) 就労移行支援事業

ア 事業所での作業訓練を通じて、働くために必要な体力・気力、および技術・能力等を身につけ、その向上を図る。また、事業所以外の場所で職場訓練・職場実習等の機会を設け、利用者個々の課題を見い出しながら必要な支援を行う。

イ 就労に向け、社会人として必要なルール・マナー・知識を習得しコミュニケーション力を身につけるため、計画的・系統的に座学の機会を設け、社会の中で働くために必要な力・自律する力を養う。

ウ アセスメントやニーズの把握を適切に行い、利用者ひとりひとりに合った職場訓練・職場実習の場を提供し支援すると共に、働く現場に必要なサポート方法や配慮等を明確にししながら、一般就労に向けた支援を行う。

エ 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、テクノスクール等と連携して情報の収集・共有を行い、実習企業や就労先の開拓に努めながら就労の促進を

図ると共に、就労後の職場定着支援に努める。

(2) 就労継続支援事業 B型

- ア 福祉的就労の場を提供し、生産活動を通じて社会の一員として働く喜びや生きがいを得ることができるよう支援に努める。
- イ 利用者個々の障害特性や能力に応じた作業内容を提供し、日々の活動を通じて社会生活に必要なルール・マナーや、就労および生産活動に必要な基本的技術・知識等が身につくよう支援を行う。
- ウ 作業工賃の向上を目指して利用者個々のスキルアップを図ると共に、生産力の向上に向け作業支援の充実に努める。
- エ 事業所以外の場所で働く機会(施設外就労)を積極的に提供し、一般企業の中で責任を持って働くことで社会の一員としての自覚を促し働く意欲の促進を図る。また、社会参加的な就労を積極的に支援することで、企業側との相互理解を深める機会とする。
- オ 自主製品の開発に取り組み、利用者が主体的に生産活動に携わり地域との交流が図れるよう支援に努める。

(3) 日中一時支援事業

- ア 地域で生活する支援が必要な方や特別支援学校・学級の生徒等に対して、作業活動を通じた就労体験や社会参加の場を提供する。
- イ 生産活動および地域資源を活用した取り組みや社会参加を通じて生活リズムを整え、地域生活に必要な社会性や働く意欲等を導き出すための機会を提供する。

4 その他

- (1) 地域の特性を把握し防災情報を適切に収集しながら、緊急時や災害時に的確な判断と対応ができるよう体制を整備し危機管理に努める。また、地域との連携を図り地域の防災訓練等に参加しながら、利用者・職員の防災に対する意識を高め、災害時に冷静に行動できる力を養う。
- (2) 気づきの報告書の検証・分析の充実に努め、改善に向けた情報を共有しながら、苦情対応、虐待・事故防止に努め、未然防止・再発防止に向けたリスクマネジメントの強化を図る。
- (3) 利用者へ提供するサービスの質の向上を図るため、自己評価や満足度調査をもとに課題を抽出し、改善に向けマニュアルの整備や見直しを行い、標準化された良質なサービスの提供に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら、問題解決に努める。
- (4) 支援を通して知り得た個人情報に関しては、その情報の保護・管理に努める。
- (5) 法人内部監査、および自己評価を通じて施設の運営状況や改善点等を把握し、利用者・保護者・地域の要望等に応えた質の高いサービスの提供を目指した施設運営に努める。

平成30年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里ワークセンター北陽運営方針  
(長岡市稲保1丁目306番地4)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 就労継続支援事業B型では、体力の低下や加齢等の理由により、一般就労が難しい利用者に対して、やりがいや生きがいを得られるよう、一年を通して安定した生産活動の提供に努める。
- (2) 一般就労を希望している利用者には、総合的な意味で「働く力」が身に付けられるよう支援を行い、企業への実習や職場探し等を積極的に努める。
- (3) 社会福祉法人に求められる使命として、どのようにして地域から信頼されるかが大きな課題の一つである。地域における公益的な取り組みの実施、地域住民から無くてはならない法人として認知してもらうこと、その実践を積むことが望まれる。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施する。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

#### 4 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と強化に努める。
- (2) 利用者、家族、地域住民の要望に応えられるよう努力する。
- (3) 地域住民との関わりについては、古紙回収や清掃活動（エコウォーク）、さらに積極的に社会資源（企業やボランティア活動等）を活かすことで、親しまれる施設を目指していく。
- (4) 積極的に施設外就労や企業実習を実施し、利用者の社会自立と就職への道を切り拓いていく。
- (5) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や電話及び事業所への来所等を通して、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、本人が長く安心して働き続けられるよう支援する。
- (6) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (7) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応、虐待事故防止委員会」を設け、「気付きの報告」によるインシデントやアクシデントの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る。
- (8) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を努める。
- (9) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (10) 施設内での勉強会や研修会への参加を通して、職員のスキルアップと資質向上を図り、より質の高いサービスの提供に努める。

平成30年度 指定障害福祉サービス事業所  
みのわの里工房かわさき運営方針  
(長岡市川崎町 1963 番地 1)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法とする)に基づいて、就労継続支援事業(B型)・生活介護事業の多機能型事業所として、利用者の基本的人権を尊重し個々のニーズに応じた支援に努め、「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」を地域の社会資源と組み合わせ、家族や関係機関と連携をとり福祉サービスの提供に努め、地域社会で暮らせるように、又地域に必要とされる施設運営に努める。

施設での作業を主とし社会自立を促進する「就労継続支援」及び創作活動、生産活動を体験する「生活介護」事業の福祉サービスを提供し、福祉的就労の場及び創作活動の場として、個々の能力、特性に応じた作業、生産活動及び文化的活動の機会を提供し、その人らしい社会の一員としての自覚と生きがいを持ち、明るく、楽しく、豊かな地域生活が送れるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 利用者一人ひとりのニーズや特性に基づいた個別支援計画書を作成し、適切な支援、サービスを提供する。
- (2) 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家族やグループホーム等との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (3) 利用者の特性、能力に応じた授産作業の提供と事業所外作業の提供に努める。
- (4) 日中活動の場と生活の場との連携を図り、必要なサービスを効果的に提供できるように努める。
- (5) 定期的な環境整備に努めながら、危険個所の点検、インシデント・アクシデント情報の共有、分析等により、事故の防止に努める。
- (6) 職員研修の充実を図り、支援の専門性、職員の資質向上とサービスの量と質の確保に努める。
- (7) 各施設相互の連携と円滑な運営を図るとともに、安定的な事業所経営努め利用者のサービスの質の向上に努める。
- (8) 利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、人権侵害の問題や虐待防止に向けた体制や啓発研修の充実を図り、職員の人権擁護の意識を高めていく。
- (9) 当事業所の利用者の高齢化がすすむ中で、高齢者の適切な支援を行うと共に、年齢に応じた日課、生きがいを感じられるような日課の提供に努める。
- (10) 65歳以上の高齢利用者のサービスに対応した共生型介護サービスの指定を検

討し、慣れ親しんだ事業所でのサービスが継続できるよう努める。

### 3 実施方法

#### (1) 就労継続支援事業B型

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設内における生産活動及び施設外活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のため必要な就労支援を実施し、地域社会の一員としての実現のための支援をする。
- イ 作業を通じて連帯感や協調性を養い、仕事に対する楽しさ、収入を得る喜びを味わっていただき、充実した日々を送れるよう支援する
- ウ 日課において作業のみという単調なものにならないよう行事、外出を実施し、外出する機会を通じて社会性の向上を図り、生活意欲が出るような支援を心掛ける。

#### (2) 生活介護事業

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄、入浴及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供し、個々の特性に応じ地域社会での生活実現のための支援をする。
- イ 空き缶回収、コミュニティーセンターで行われるお茶会サロンの参加を通じて社会体験の場を提供し、社会参加の促進と地域住民との交流を深められるよう支援に努める。
- ウ 現サービス内容を検証し、新たな生活介護プログラムの開拓や見直しを行い、利用者の特性や関心に応じたサービスを提供できるように努める。

#### (3) 日中一時支援事業

利用者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、文化的活動や余暇支援を通し安定した生活を送れるよう、活動の場を提供し支援をする。

### 4 その他

- (1) 地域との良好な関係を構築していき、地域から親しまれる施設を目指し、地域住民との相互交流を積極的に図っていく。

平成 30 年度 みのわの里障害者地域生活支援センターなのはな運営方針  
(長岡市川崎町 1962 番地 1)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて、居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、移動支援事業の適切なサービスの提供を行い、適切な事業運営を図るとともに、利用者の基本的人格を尊重し個々のニーズに応じた障害福祉サービスの提供に努める。

2 重点目標

(1) 居宅介護事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう利用者の状況及び、その置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事・生活等に関する相談や助言、並びにその生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

(2) 重度訪問介護事業

重度障害者であって常時その介護を有する利用者が自宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の身体、その他の状況及び、その置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護等に関する相談や助言、その他の全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 行動援護事業

利用者が自宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、また排泄及び食事等の介護、その他の利用者が行動する際に必要な援助を効果的に行うものとする。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害児・者について、外出のための支援を行うことにより、障害児・者の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

3 実施方法

(1) 居宅介護事業における利用者の確保及び事業の円滑な運営に努める。

(2) 職員研修の充実に努め、良質なサービスの提供者としての知識と技能向上に努める。

(3) 利用者ニーズの把握に努め、良質なサービスを提供できるように努める。



- (4) 利用者の安全、安心、快適なサービスを提供し地域社会で生活を送ることができるよう支援する。
- (5) 支援を通じて得た利用者及び家族に関する個人情報の保護、管理に努める。

平成 30 年度 障害福祉サービス事業所みのわの里ゆうあい運営方針  
(長岡市浦字中の坪 528 番 4)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と明記されている。当事業所もその目的に従い、以下の方針を定める。

- (1) 障害のある方を一般市民として認め、障害者を社会から排除するのではなく、共に生き、支え合う社会の構築を作り出す新しい文化がわが国に必要である。その実現のためには、障害のある方が生まれ育った街で生き生きと働き暮らし続けることで相互理解が深まり市民権を得ることが近道であると考えます。利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者のニーズに基づく利用者中心のサービスを提供することを使命とする。
- (2) 当事業所も障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるという前提で運営に努める。
- (3) 法人のスローガンである『共に生き創ろう、「お互い様」で。』を合言葉に当事業所は障害者が地域社会で普通に暮らすことができるように、学校等関係機関並びに市内の障害福祉サービス事業所、法人内の各事業所と連携し、社会資源の構築を積極的に推進する。

2 重点事項

- (1) 地域に必要とされる事業所として、地域との交流及び連携強化に積極的に取り組み社会参加と社会貢献に努める。
- (2) 職員の人権意識、知識、支援スキル向上のための仕組みを再構築し、利用者の権利擁護に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの能力に応じた日中活動の機会を提供するために、生活支援、文化的創作活動等を充実させ、利用者一人ひとりの自立と自己実現を達成できるよう努める。
- (4) 利用者が安全・安心、快適に生活することができるよう防災及び施設内設備の点検、環境整備、美化に努める。
- (5) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (6) 通所生活介護事業所として、特別支援学校卒業生等の地域の新規利用者の受け入れを実施し、社会資源としての役割を果たすように努める。

### 3 実施方法

#### (1) 地域交流及び社会参加、社会貢献を推進する。

- ア 古紙回収やメール便配達、地域支え合い活動等の地域貢献活動に取り組み、障害が重たい方でも地域を支える市民として活動できるように支援する。
- イ 地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長を促し、社会的ルールを学び、その人らしく心豊かな地域生活の実現するために社会体験活動（土日の施設開放）を実施する。

#### (2) 利用者の権利擁護を推進する。

- ア 職員全体で様々な研修を通して介護技術、知識の習得に努め、重度・重複障がい利用者に快適な日常生活を過ごしていただけるように支援する。
- イ 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、「ヒヤリ・ハット」「アクシデント」に対し、速やかに対応し再発防止に努め、構築したリスクマネジメントの仕組みの活性化に取り組む。

#### (3) 生活支援、文化的創作活動等の充実強化に努める。

- ア 地域のボランティアや地域の専門講師等と協力し、利用者の興味や意欲、生活の質が向上するような多種多様な文化的創作活動を提供する。
- イ 利用者の個別性を尊重し、精神的に安定し、落ち着いて過ごすことができるように支援する。

#### (4) 安全対策及び環境整備、衛生管理を推進する。

- ア 各種支援マニュアルを作成、整備し、サービスの標準化、事故防止に努め、利用者が安心・安全で快適に過ごすことができるように支援する。
- イ 看護師を中心に日常的に利用者の健康管理に努めるとともに、保健衛生計画に則り、感染予防、健康診断、衛生指導等を実施する。
- ウ 地域との理解、交流を深め、防災等でお互いに協力し、支え合うことができるよう地域生活推進協力会議を開催する。

#### (5) ケアマネジメント体制の充実強化に努める。

- ア サービス管理責任者を中心とし、各利用者担当がご本人、ご家族のニーズを確実に把握し、会議にて個別支援計画を作成する。職員全体で個別支援計画を共有し、利用者の自立と自己実現のために統一した支援を実施する。
- イ 利用者一人ひとりの生活環境や家族環境に応じて弾力的に福祉サービスを提供できるよう営業時間外の延長支援を実施する。

#### (6) 新規利用者の受け入れを実施する。

- ア 障害特性に応じたきめ細かなアセスメントを実施し、環境の変化による利用者の負担を最小限にし、当事業所での活動が充実したものとなるように支援する。
- イ 特別支援学校卒業生の受け入れについては、当事業所への移行が安定して行われるよう特別支援学校と連携を密にし、支援を行う。

平成30年度 障害福祉サービス事業所のわの里工房はくさん運営方針  
(長岡市来迎寺 2223 番地)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき利用者の基本的人権を尊重し、かけがえのない個人として分け隔てられることなく、地域社会の一員として、その人らしい日常生活が送れるよう支援する。
- (2) 安全・安心な支援サービスを提供できるよう、快適な環境づくりの見直し、確認を行う。
- (3) 地域の人々との関わりを大切にし、地域資源の活用を図る中で連帯を深め、地域社会に根差した施設運営を目指す。
- (4) 就労移行支援事業所としての機能を特化しノウハウの蓄積と専門性を高め、関係機関との連携の下一般就労へ結び付けていく役割を果たす。訓練中では個々の利用者の可能性と潜在能力を引き出す支援に努め、自立した社会生活が営めるよう定着支援を行っていく。

2 重点事項

- (1) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強さに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (2) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。
- (3) 一般就労を目標とし、「就労前支援」を行うことにより、就労に必要な知識や技術を身に付け、社会的に自立できることを目指す。また、就労支援プログラムにおける効果的・段階的かつ継続的支援を行うことにより、一般就労への促進を図る。
- (4) 利用者に対する虐待の防止及び早期発見への意識を高め、利用者の権利を擁護する。また、利用者の安全を支えるという共通認識のもとリスクマネジメントの構築を図る。
- (5) 研修や勉強会を積極的に行い、職員の専門的知識や支援技術等の習得、向上に努める。

3 実施方法

(1) 実施事項

- ア、利用者に必要な情報を適切かつ分かり易い表現を用いて提供し、利用者の意思に基づいた個別支援計画を協議のもと作成して、目標を共有した中で定期的な見直しを図っていく。
- イ、働くための基本的態度、知識、作業技術、社会的マナー等を獲得できるよう就職支援への体制を強化し、個々の適性を伸ばすことにより労働意欲をより高め一般就職へ結び付ける。
- ウ、就職者に対して関係機関と連携を図り、職場訪問や相談を行い働き続けられ

るよう定着支援を行う。

- エ、地域資源の活用を図り、地域貢献活動に参加する機会を提供するとともに、活動の場を通して交流を深めていく。
- オ、避難訓練を通して安全と防災の意識向上を図り、安全で安心できる環境を整え、ヒヤリ・ハット記録と気づきの報告書の内容共有化と活用のもと事故の未然防止に努める。
- カ、各種研修への参加と関連情報の収集を積極的に行い、自己研鑽を積むことで良質な支援に努めるとともに、障害者虐待防止法に鑑み、その未然防止と適切な対応に努める。
- キ、市町村および関係機関等との情報交換、連携を図る。
- ク、支援を通して得た利用者および家族に関わる個人情報の保護、管理に努める。
- ケ、事業所内での自己評価の他、法人内の内部監査を継続的に受けるなど施設運営状況を的確に把握して、利用者、保護者及び地域の要望に応え、生活、活動の質と量を高める。

## (2) 就労移行支援事業

- ア、座学を中心とした就労支援プログラムに基づき、就職に向けての基本的知識や自己理解、健康管理や社会資源に対する知識などを講義や演習を通して学べるよう支援する。外部講師による講義や外部セミナー、企業見学を積極的に行う。
- イ、利用者に施設外支援、施設外就労等職業訓練の場を提供し、作業技術の習得と企業内で働くことを働くことを体験していく。
- ウ、ハローワーク、テクノスクール、障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センターこしじ等と連携し、就職活動を行っていく。
- エ、障がい者就業・生活支援センターこしじと連携、必要に応じたジョブコーチ制度の活用により職場訪問や相談を行い就職後のアフターケアに努める。

平成 30 年度 障がい者支援センターあさひ運営方針  
(長岡市川崎町 1962 番地 1)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と書かれている。その理念に沿って以下の基本方針を定める。

- (1) 障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるということを前提にセンター運営に努める。
- (2) 使命として、より地域に根差した、公正公平な地域にあって良かったと思われるセンター運営を行う。また、地域住民の方や地域の関係機関と協働して地域の活性化、安全の確保を行う。
- (3) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者一人ひとりのニーズに基づく利用者中心のサービス等利用計画の作成等のサービスを提供することを使命とする。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう相談支援を行う。
- (2) 地域においてサービスを必要としている障害者及びその家族に対して必要な支援を行い、障害者の自立と自己実現を目指す基本相談支援、指定一般相談支援、指定特定相談支援を実施する。相談支援の実施にあたり提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は、特定の障害福祉サービス事業に不当に偏ることのないように公平中立に行う。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題であり、公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない法人として認知してもらう努力と実践を積むことがこれからの法人の使命である。
- (4) ケアマネジメントの手法を用いり、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。

3 実施方法

(1) 指定一般相談事業

新潟県の指定を受けて、指定一般相談支援事業を行う。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の給付を受けた方の地域移行支援計画の作成、地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援等、地域定

着支援台帳の作成、常時の相談支援体制の確保、緊急対応等及び基本相談支援を行う。

(2) 指定特定相談支援事業

市町村の指定を受けて、指定特定相談支援事業を行う。

計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）の給付を受けた方のサービス等利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催、及び基本相談支援を行う。

(3) 障害児相談支援事業

市町村の指定を受けて、障害児相談支援事業を行う。

障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）の給付を受けた方の障害児支援利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催を行う。

(4) 委託相談支援事業

市町村の委託を受けて、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する為の支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の相談など自立した生活を営んでいくための総合的な支援を行なう。

※具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

平成 30 年度 障害者福祉サービス事業所  
みのわの里スマイルセンター三喜運営方針  
(長岡市堺町字江底 712 番地 1)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 「福祉的就労の場」として働く場と機会を提供するとともに、「三喜商事株式会社」の中にある福祉事業所という特色を活かし、利用者が生き生きと充実した日々を過ごせるよう支援する。また、社員の方と一緒に働くことで、職場でのマナーや身だしなみの大切さを学び、社員の方に認められることで「やりがい」へと繋がるよう支援する。
- (2) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強みに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (3) 一般就労を希望している利用者には、総合的な意味で「働く力」が身に付けられるよう支援を行い、企業への実習や職場探し等を積極的に努める。
- (4) 特別支援学校の生徒等の実習を積極的に受け入れ、体験の場を提供していく。
- (5) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労、施設外支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施する。



## (2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

## 4 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と強化に努める。
- (2) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や電話及び事業所への来所等を通して、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、本人が長く安心して働き続けられるよう支援する。
- (3) 危険個所の点検や把握、避難訓練の実施を通して、安全かつ防災意識の向上を図り、安心して作業に取り組める環境を整える。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応、虐待事故防止委員会」を設け、「気付きの報告」によるインシデントやアクシデントの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (9) 施設内での勉強会や研修会への参加を通して、職員のスキルアップと資質向上を図り、より質の高いサービスの提供に努める。

平成30年度 障害福祉サービス事業所  
みのわの里夢ハウスけやきの家運営方針  
(長岡市江陽1丁目15番22号)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」とある。当事業所もこの法律の目的に沿って、障害のある人がこの地域社会に生活していることが当たり前であるという前提で運営に努める。また、法人の理念のもと以下を当事業所の基本方針とする。

- (1) 利用者の尊厳を守り、生活のあり方のなかで立案された支援計画に基づいて「利用者本人の望む生活」の実現に向け支援する。
- (2) 利用者の安全、安心に配慮した快適な環境づくりを心掛け理解と受容、信頼を重視し「利用者本人と向き合った支援」をする。
- (3) 利用者一人一人・職員が社会の構成員としての役割が果たせるよう「地域に必要とされる事業所」を目指す。
- (4) 利用者の自立と地域生活を支援するために必要な個別支援会議を開催し、関係機関との連携を図るなどネットワークのなかで総合的視野のもと「利用者個人の生活を守り支援」していく。
- (5) 利用者の「権利擁護」を第一とし、職員の「虐待の防止」に対する意識の確立と早期発見に努め、また、利用者の安全を支えるという共通認識のもとリスクマネジメントの構築を図る。

2 重点目標

- (1) 障害者総合支援法を受け、いろいろな障害のある方が、施設での作業を通して社会自立を促進し、生活を支えられる所得確保を目標としたサービスを提供する「就労継続支援事業B型」、利用者一人一人の個性を尊重し生きがいのある生活が送れるよう豊かな文化的創作活動、生産活動を体験する「生活介護事業」のサービスを提供する。
- (2) 法人理念・夢ハウスけやきの家の理念の浸透を図るとともに、地域に根差した事業所としてその公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない事業所として認知されるよう努力と実践を積む。
- (3) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者の意思と選択を重視し利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき利用者中心の必要なサービスの提供に努める。計画は定期的に見直すものとする。

- (4) 「虐待防止・早期発見」「障害者の権利」に対して職員の意識を高め研修を充実させ自己研鑽に勤めると共に、利用者に安全・安心のできる良質なサービスが継続的に提供できるよう職員の資質向上を図る。

### 3 実施方法

#### (1) 就労継続支援事業B型

ア、利用者が心身ともに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、基本的な就労に必要なスキルの学びを取り入れ、生産活動、施設外就労支援及び施設外支援や外部の地域資源等の活用その他の機会を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

イ、生産活動の充実のため作業量を確保し、工賃の向上に努める。

#### (2) 生活介護

ア、多機能型事業所としての特色を生かしながら生産活動の機会を軸とし文化的創作活動が生き生きと実践されるようプログラムを提示し、利用者が選択し適性や希望に沿ったサービスを提供していく。

イ、専門的な技能を有した講師を依頼し本物の文化活動を提供する。

### 4 その他

(1) 利用者の健康把握を行うと共に、毎日の活動を通して規則正しく健康な生活が維持できるよう支援する。

(2) 利用者・職員の地域貢献活動等を通して地域住民との積極的な交流を図る。

(3) 危険個所の点検・把握や避難訓練を通して安全と防災の意識向上を図り、安全で安心できる環境を整える。また、ヒヤリ・ハットの共有化と分析を行い、事故の未然防止に努める。

(4) 定期的な職員研修等を通して専門知識の習得と情報収集を行い職員資質の向上を図り良質なサービスの提供に努めるとともに、障害者虐待防止法の趣旨に鑑みその未然防止と啓発に努める。

(5) 市町村及び関係機関との情報交換、連携に努める。

(6) 支援を通して得た利用者及び家族に関する個人情報の保護、管理を徹底する。

(7) 法人内の内部監査を受け、施設運営状況を的確に把握し、より質の高い支援と繋げていく。

平成30年度 障害福祉サービス事業所みのわの里工房ほたる運営方針  
(長岡市来迎寺 2061 番地)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき利用者の基本的人権を尊重し、かけがえのない個人として分け隔てられることなく、地域社会の一員として、その人らしい日常生活が送れるよう支援する。
- (2) 安全・安心な支援サービスを提供できるよう、快適な環境づくりの不断の見直し、確認を行う。
- (3) 地域の人々との関わりを大切にし、地域資源の活用を図る中で連帯を深め、地域社会に根差した施設運営を目指す。
- (4) 関係機関等との連携のもと、「働くこと」をとおして個々の利用者の可能性、潜在能力を引き出し、自立した社会生活を営めるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強さに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (2) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。
- (3) 就労に必要な知識や技術を身に付け、社会的自立できることを目指す。また、「福祉的就労の場」として生産活動の機会を提供し、生き生きと充実した日々を過ごせるよう支援する。
- (4) 利用者に対する虐待の防止及び早期発見への意識を高め、利用者の権利を擁護する。また、利用者の安全を支えるという共通認識のもとリスクマネジメントの構築を図る。
- (5) 利用者の高齢化等の実態を的確に把握し、日中活動において支援の個別化が必要と考えられる内容について継続的に検討し支援する。
- (6) 研修を通じ、職員の専門的知識や支援技術等の習得、向上に努める。

3 実施方法

(1) 共通事項

- ア 利用者に必要な情報を適切かつ分かり易い表現を用いて提供し、利用者の意思に基づいた個別支援計画を協議のもと作成して、目標を共有した中で定期的な見直しを図っていく。
- イ 地域資源の活用を図り、地域貢献活動に参加する機会を提供するとともに、作業活動の場を通して交流を深めていく。
- ウ 働くための作業技術、社会的マナー等を獲得できるよう支援し、適性を伸ばすことにより労働意欲をより高め一般就労を目指す。

(2) 就労継続支援B型事業

ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会及び、施設外支援、施設外就労の場を提供する。

イ 「福祉的就労の場」として利用者個々の能力、特性に応じた生産活動その他の活動の機会を提供し、知識、能力の向上及び働く意欲をより高めていけるよう支援する。

ウ 生産活動の充実のため作業量を確保し、作業種目の拡大を図る。

(3) 自立訓練（生活訓練通所型）事業

ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行えるように支援する。

イ 利用者個々の能力、特性に応じた生産活動その他の活動の機会を提供し、知識、能力の向上および働く意欲をより高めていけるよう支援する。

(4) 日中一時支援事業

ア 利用者が文化活動や余暇活動を通して社会的ルールを体得し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

イ 活動計画を提供し、利用者自らが選択、参加する中でその人らしく心豊かな地域生活を送れるよう支援する。

4 その他

(1) 避難訓練を通して安全と防災の意識向上を図り、安全で安心できる環境を整え、「気付きの報告書」の記録の共有化のもとに事故の未然防止に努める。

(2) 市町村および関係機関等との情報交換、連携を図る。

(3) 支援を通して得た利用者および家族に関わる個人情報保護、管理に努める。

(4) 法人内の内部監査を継続的に受け、施設運営状況を的確に把握して利用者、保護者及び地域の要望に応え、生活、活動の質と量を高める。